平成２６年（再イ）第１３号

千葉県船橋市習志野台４丁目77番３号　リナーハイツ105号

再生債務者　菅澤　優太

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第３号

愛知県田原市御殿山101番地

再生債務者　廣地　優一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（再イ）第１４号

兵庫県明石市大久保町西島408番地の１　リベール明石サウスフィールド705号

再生債務者　井上　正之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２６年（再イ）第３６号

千葉県習志野市本大久保４丁目18番９号

再生債務者　山田　朋弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第５３号

千葉県船橋市前原西５丁目10番11―504号

再生債務者　本山　直樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月20日

千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（再イ）第７６号

神奈川県鎌倉市手広３丁目19番11号

再生債務者　澤内　宏之

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月22日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再イ）第３６号

大阪府大阪狭山市西山台１丁目７番８号

再生債務者　杉江　寿夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第９号

千葉県木更津市港南台２丁目２番地12

再生債務者　田中　真善

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月22日

千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（再イ）第２０号

相模原市南区相武台２丁目13番11号

再生債務者　山口　　聡

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（再イ）第１５２号

大阪市淀川区木川西２丁目25番10号

再生債務者　青山　　実

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（再イ）第２５号

堺市北区長曽根町1179番地12　ユニハイム新金岡105号

再生債務者　松根　　亮

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２６年（再イ）第３７号

大阪府大阪狭山市今熊４丁目711番地の35

再生債務者　平田　克文

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第６８号

広島市西区南観音２丁目２番18号

再生債務者　中元　教裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月22日

広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第６９号

広島市西区南観音２丁目２番18号

再生債務者　中元　暁裕

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月22日

広島地方裁判所民事第４部

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第19号

計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成26年８月18日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成26年９月３日

独立行政法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1、承認番号　第Ｌ145号

2、名称　社会福祉法人鵜足津福祉会

3、住所　香川県綾歌郡宇多津町浜五番町53番地11

4、特定計量器の種類　水道メーター

1、承認番号　第ＥＥ141号

2、名称　日置電機株式会社

3、住所　長野県上田市小泉81

4、特定計量器の種類　照度計

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、男性、年齢40歳から50歳位、身長158センチメートル位、黒髪で短髪、中肉、濃緑色のチェック柄半袖シャツ、紺色ジーパン、薄茶色スニーカー、所持品なし

上記の者は、平成26年７月６日午後５時９分頃、国立市谷保4316番地東日本旅客鉄道株式会社南武線68番踏切内に進入、走行中の電車に轢かれたもの。死因は多発外傷。

遺体は火葬し、遺骨は保管しています。心当たりの方は当市福祉事務所相談保護係まで申し出てください。

平成26年９月３日

東京都　　国立市長　佐藤　一夫